

令和 8 年度波照間島のマナー啓発および昼夜を問わず観光客が訪れる
星空・景観観賞スペースの整備計画策定業務にかかる企画提案書募集要領

1 趣旨

平成 5 年度に整備された「波照間島星空観測タワー」の建物や設備の老朽による休館に伴い、今後の波照間島における星空の利活用のあり方を検討し、観光施設の利用分散や利用者のマナー向上を図るため、波照間一帯を対象地と捉え、昼夜を問わず観光客が訪れる星空・景観観賞スペースの整備計画を策定することを目的とする。

2 委託業務の内容

「令和 8 年度波照間島のマナー啓発および昼夜を問わず観光客が訪れる星空・景観観賞スペースの整備計画策定業務 仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 12 日（金）まで。

4 提案上限額

7,975,000 円（税込）

費用区分を明確にすること。また、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

5 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 過去 5 年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）、地方公共団体又は公共的団体等と類似の業務を内容とする業務実績があること。
- (4) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記に掲げる委託業務の内容を的確に実施できる能力を有すること。
- (5) 今回の業務に際して、主として本業務に従事する 1 名以上の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。
- (6) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)及び(2)の要件を満たすこと
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(3)から(5)までの要件を満たす者であること

6 応募方法

企画提案にかかる応募申請を行おうとする者は、次により申し込むものとする。

(1) 応募書類

- ア 応募申請書（様式1）
- イ 企画提案書（様式2）
- ウ 会社概要（様式3）
- エ 業務実績書（様式4）※応募資格（3）が明記されていること
- オ 積算書（様式5）
- カ 執行体制（様式6）
- キ 事業計画（様式7）
- ク 質問書（様式8）
- ケ 共同企業体協定書（様式9）※共同企業体で応募する場合のみ
- コ その他の書類（様式任意）※共同企業体で応募する場合は代表事業者のもの
 - ① 定款、規約その他これらに類する書類
 - ② 登記簿謄本の写し

(2) 応募様式

指定の様式を基本とするが、必要に応じ様式の変更を可とする。ただし、A4版を使用すること。

(3) 提出方法

郵送にて提出するものとし、期限内に到着するよう送付すること。

また、紙媒体に加え、各様式の電子データ（ファイル形式はPDF形式とする。）をメールまたはDVD-R等で期限内に提出すること。

(4) 提出部数

紙媒体の提出部数は、（1）の「ア 応募申請書（様式1）」及び「ケ 共同企業体協定書」、「コ その他の書類」については1部とし、「イ～キ」の応募書類については7部とする。

(5) 提出期限

令和8年10月1日（木）17時必着

(6) 提出場所

竹富町役場 商工観光課

7 審査方法について

(1) 受託候補者の選定方法

応募のあった企画提案については、選定委員会を設置し書類審査又はプレゼンテーション等を実施して審査を行い、最も優れた企画提案書を提出した者を最上位入選者として選定する。

(2) 企画提案審査会

ア 開催日及び開催場所

令和8年10月7日（水）9時～ 竹富町役場3階大会議室

イ 開催方法等

- ・審査は、応募者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテ

ーションに基づいて行う。なお、追加資料等の提出は認めないものとする。

- ・プレゼンテーションの実施に当たっては、スクリーン及び音響設備は会場へ備え付けのため、その他パソコン等の機材を使用する場合は、参加者の持込を原則とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、応募書類の提出があった順とする。
- ・プレゼンテーションの時間は、1者当たり 30 分(事前準備 5 分、説明 15 分、質疑応答 10 分)とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。
- ・WEB会議システムによるプレゼンテーションも可能とするが、応募者の責に帰すべき事由（カメラ、マイク等の不具合、ネットワーク回線の不具合等）によるトラブルについては、再審査等は実施しないこととする。

ウ 応募者多数の場合

応募者多数の場合は、所管課（商工観光課）において書類審査を行い、おおむね3者を選定委員会への参加者として選定するものとする。

エ 応募者が1者の場合

応募者が1者の場合は、選定委員会において書類審査又はプレゼンテーション等を実施の上、総合的に優れていると判断できる場合には、当該応募者を選定事業者候補とする。

(3) 審査結果について

審査結果については、応募者全員に文書で通知するものとする。なお、審査の結果や、内容については、竹富町公式ホームページで公表するものとする。また、公表する事項は以下の通りとし、公表事項以外の問い合わせには応じないものとする。

ア 受託候補者の称号又は名称（最上位者のみ）

イ 提案者数

ウ 提案者の評価結果

8 委託契約の締結

選定された最上位者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。ただし、最上位者と委託に関する必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者と協議し、契約するものとする。

9 企画提案に係るスケジュール

(1) 募集期間

令和8年9月15日（火）～令和8年10月1日（木）17時まで

(2) 質問受付

令和8年9月15日（火）～令和8年9月28日（月）15時まで
質問書（様式8）を電子メールにて提出すること

※提出先：y-kubota@town.taketomi.okinawa.jp（久保田）

：shokoukankou@town.taketomi.okinawa.jp（代表）

※質問に対する回答は、令和8年9月28日（月）にホームページで公開します。

(3) 応募締切

※令和8年10月1日（木）17時までに関係書類必着

(4) 企画提案審査会

令和8年10月7日（水）9時～ 竹富町役場3階大会議室

(5) 審査結果通知

令和8年10月中旬（予定）

(6) 委託契約締結

令和8年10月中旬（予定）

10 その他

(1) 費用の負担及び提出書類の非返却

提出書類等の作成・提出その他応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(2) 企画提案書の非公表

提出された企画提案書は公表しない。

(3) 提案件数

提出する企画提案書は、1事業者当たり（共同企業体含む）1案に限るものとする。

(4) 応募の無効

募集要領に適合しない応募や、誤字脱字等で応募内容が確認できない応募は無効とする。

(5) 事務取扱

竹富町の休日を定める条例（平成5年竹富町条例第19号）第1条第1項に規定する町の休日を除く、9時から17時までとする。

11 留意事項

現時点では、令和8年度の予算措置がなされていない為、予算が議会において議決された場合に契約することとする。

12 提出先及び連絡先

竹富町役場 商工観光課（担当：久保田）

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町11番地1

TEL：0980-83-2021

FAX：0980-82-6199

E-mail：y-kubota@town.taketomi.okinawa.jp（担当）

：shokoukankou@town.taketomi.okinawa.jp（代表）